参考資料1

平成30年3月20日開催 第91回運営委員会 資料

健康保険法施行令及び健康保険法施行規則の改正について(インセンティブ制度関係)

健康保険法施行令の一部を改正する政令案 (概要)

1. 趣旨

全国健康保険協会(以下「協会」という。)が管掌する健康保険の保険料率の算定方法 について、健康づくりを促すためのインセンティブ制度を設けるべく、協会の保険料率の算 定方法に関して見直しを行うものである。

2. 改正内容

協会の保険料率の算定方法において、インセンティブ制度の財源として支部被保険者の総報酬額に 0.01%(※)を乗じて得た額を設定するとともに、特定健康診査や特定保健指導の実施状況といった被保険者等の健康の保持増進及び医療費適正化に係る支部毎の取組の状況に応じて当該財源から分配される額を保険料率に反映させるため、規定の整備を行うこととする。

※ ただし、制度導入に伴う激変緩和措置として、3年をかけて段階的に導入する こととし、具体的には、次の通りとする。

・平成30年度の評価: 支部被保険者の総報酬額に0.004%を乗じた額

・平成31年度の評価: 支部被保険者の総報酬額に0.007%を乗じた額

・平成32年度の評価: 支部被保険者の総報酬額に0.01%を乗じた額

3. 根拠条項

健康保険法(大正11年法律第70号)第160条第3項

4. 公布日等

公布日:平成30年3月下旬(予定)

施行日:平成31年4月1日(予定)

※ 平成 32 年 2 月以前に用いられる保険料率の算定については、なお従前の例に よる。

報酬

月

額

及び

)標準

賞

与

額の

合計

額

を

V

う。

以下

この

条及

TK

次条

12

お

11

7

司

Ü

0

総

額

及

び

当

該

0

事

業

年

政令第

号

健康保険法施行令の一部を改正する政令

内 閣 は、 健 康 保険 法 大正 + 年 法 律 第七十号) 第百六十条第三項の 規定に基づき、 この 政令を制定する。

健 康 保険 法 施 行令 (大正 + 五 年 勅 令 第二百四 一十三号) 0) 部を次の ように 改正する。

第四 + 五 条 の 二 第 号 \Box 中 控控 除 L た 額 0 下に と 0) 事 業 年 ·度 0 前 A 事 業年 度 の三月 か ら当 該 0) 事

業年 度 0 前 事 業年 度 の 二 月 ま で σ 各 月 の当 該 支 部 被 保 険 者 任 意 継 続 被 保 険 者を 除 く。 0) 総 報 柵 額 標 準

度の 前 事 業年度 $\widehat{\mathcal{O}}$ 兀 月から三月まで 0 各 月 の当該支部 被保 険者 (任意継 続 被 保険 者 E 限 る。 0) 総 報 陋 額 0

総 額 0 合算額に千分の〇 を乗じて得た額とを合算して得た額」 を加え、 同号 = 中 「定め る 額 0) 下 に

並 びに 高 齢者 0) 医 療 0 確 保に関する法律第十八条第一 項に規定する特定健康 診査 及び 同項 12 規定する特定保

健指 導 0 実施状 い況その 他の当 該支部被保険者及びその被扶 養者 0 健 康 0 保持 増進 並 びに医 療 に 要する費用 0

適正 化 に係 る当 7該支部 (法第七 条の 兀 第一 項に 規定する支部をい う。 0 取 組 0) 状況 を勘案 て厚 生 労 働

令で定めるところにより 算定し た報奨 金 の 額 を加え、 同 条第 一号中 (標準 報 酬 月 額 及び 標準賞与 額 の合

計額をいう。以下この号及び次条において同じ。)」を削る。

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成三十二年二月以前に用 いられる都道府県単位保険料率 (健康保険法第百六十条第二項に規定す

る都道府県単位保険料率をいう。 次条において同じ。) の算定については、 なお従前の例による。

第三条 平成三十二年三月から平成三十三年二月までの都道府県単位保険料率の算定に関する第四十五条の

二の規定の適用については、 同条第一号ロ中「千分の〇・一」とあるのは、 「千分の○・○四」とする。

2 平成三十三年三月から平成三十四年二月までの都道府県単位保険料率の算定に関する第四十五条の二の

規定の適用については、 同条第一号ロ中「千分の〇・一」とあるのは、 「千分の〇・〇七」とする。

理由

の保持増進並びに医療に要する費用の適正化に係る全国健康保険協会の支部における取組の状況を勘案した 全国健康保険協会が管掌する健康保険の保険料率の算定方法について、 被保険者及びその被扶養者の健康

ものにする必要があるからである。

三頁

目次

) 健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)(;

傍線部分は改正部分

(都道府県単位保険料率の算定方法)

改

īF.

案

第四十五条の二 う。 次条及び第四十五条の四第四項第一号において同じ。)を算定するも 額の割合として厚生労働省令で定めるところにより算定される率をい 額に占める当該翌事業年度において納付が見込まれる保険料の額の総 業年度の四月分から三月分までの保険料)として徴収すべき額の見込 までの保険料 業年度の翌事業年度における、 のとする。 ることにより、当該一の事業年度の三月から用いる都道府県単位保険 (一の事業年度の三月分から当該一の事業年度の翌事業年度の二月分 次条において同じ。)で除して得た額を第二号に掲げる額で除す (法第百六十条第二項に規定する都道府県単位保険料率をいう。 (任意継続被保険者に係る保険料にあっては、 協会は、 厚生労働省令で定めるところにより、 第一号に掲げる額を予定保険料納付率 当該翌事 一の事

除した額

、次のイからハまでに掲げる額を合算した額からニに掲げる額を控

イ (略)

事業年度の前々事業年度の三月から当該一の事業年度の前事業年支払うべき一部負担金に相当する額の見込額を控除した額と一の係る同号に規定する保険給付に要する費用のうち法の規定により 法第百六十条第三項第二号に掲げる額から当該支部被保険者に

、都道府県単位保険料率の算定方法

現

行

第四十五条の二 う。 のとする。 次条及び第四十五条の四第四項第一号において同じ。)を算定するも 料率(法第百六十条第二項に規定する都道府県単位保険料率をいう。 額の割合として厚生労働省令で定めるところにより算定される率をい 額に占める当該翌事業年度において納付が見込まれる保険料の額の総 業年度の四月分から三月分までの保険料)として徴収すべき額の見込 までの保険料(任意継続被保険者に係る保険料にあっては、 ることにより、当該一の事業年度の三月から用いる都道府県単位保険 業年度の翌事業年度における、第一号に掲げる額を予定保険料納付率 (一の事業年度の三月分から当該 次条において同じ。)で除して得た額を第二号に掲げる額で除 協会は、厚生労働省令で定めるところにより、 の事業年度の翌事業年度の二月分 当該翌事

除した額次のイからハまでに掲げる額を合算した額からニに掲げる額を控

イ (略)

支払うべき一部負担金に相当する額の見込額を控除した額係る同号に規定する保険給付に要する費用のうち法の規定により、法第百六十条第三項第二号に掲げる額から当該支部被保険者に

ハ (略)

一 一の事業年度において取り崩すことが見込まれる準備金の額その他健康保険事業に要する費用のための収入の見込額のうち当該を部をいう。)の取組の状況を勘案して厚生労働省令で定めると支部をいう。)の取組の状況を勘案して厚生労働省令で定めると支部をいう。)の取組の状況を勘案して厚生労働省令で定めると支部をいう。)の取組の状況を勘案して厚生労働省令で定めると支部をいう。)の取組の状況を勘案して厚生労働省令で定めるとった事業年度において取り崩すことが見込まれる準備金の額そころにより算定した報奨金の額

額の総額の合算額の見込額の各月の当該支部被保険者(任意継続被保険者に限る。)の総報酬酬額の総額及び当該一の事業年度の翌事業年度の四月から三月まででの各月の当該支部被保険者(任意継続被保険者を除く。)の総報での事業年度の三月から当該一の事業年度の翌事業年度の二月ま

(略)

おいてその収入とみなすべき額として協会が定める額支部被保険者を単位とする健康保険の当該一の事業年度の財政にの他健康保険事業に要する費用のための収入の見込額のうち当該一の事業年度において取り崩すことが見込まれる準備金の額そ

に限る。)の総報酬額の総額の合算額の見込額の四月から三月までの各月の当該支部被保険者(任意継続被保険者び次条において同じ。)の総額及び当該一の事業年度の翌事業年度での各月の当該支部被保険者(任意継続被保険者を除く。)の総報での各月の当該支部被保険者(任意継続被保険者を除く。)の総報での事業年度の三月ま

健康保険法施行規則の一部を改正する省令案(概要)

1. 趣旨

全国健康保険協会(以下「協会」という。)が管掌する健康保険の保険料率の算定方法 についてインセンティブ制度を設けるべく、協会の保険料率の算定方法等に関して健康保 険法施行令(大正 15 年勅令第 243 号)が改正されることを受けて、健康保険法施行規則 (大正 15 年内務省令第 36 号)について所要の改正を行うものである。

2. 改正内容

今般の健康保険法施行令の改正により、同令第四十五条の二第一号二が改正され、都道府県単位保険料率の算定にあたって、新たに、厚生労働省令で定めるところにより算定される報奨金の額が計算要素となった。本改正は、報奨金額の算定方法を定めるものであり、具体的には、各支部において以下①~⑤の指標を用いて得た数値を基に協会が算定する額とする。

- ① 特定健診等の実施率
- ② 特定保健指導の実施率
- ③ 特定保健指導対象者の減少率
- ④ 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率
- ⑤ 後発医薬品の使用割合

3. 根拠条項

健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 160 条第 3 項及び健康保険法施行令(大 正 15 年勅令第 243 号)第 45 条の 2

4. 公布日等

公布日:平成30年3月下旬(予定) 施行日:平成31年4月1日(予定)

※ 平成 32 年 2 月以前に用いられる保険料率の算定については、なお従前の例に よる。

○厚生労働省令第

号

健康保険法施行令 (大正十五年勅令第二百四十三号) 第四十五条の二第一号ニの規定に基づき、 健康保険

法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年

月

日

厚生労働大臣 加藤 勝信

健康保険法施行規則 (大正十五年内務省令第三十六号) の 一 部を次の表のように改正する。

健康保険法施行規則の一部を改正する省令

- 1 -

| (傍 |
|----|
| 線 |
| 部分 |
| は |
| 改正 |
| 部 |
| 分 |
| |

| 37 | | | | | 2 | 5 | |
|--------------------------------|-----|---|--|---|-----------|-------|--------|
| 果等を甚等して伊隆四級機関への受話を毎当した者の伊隆四級機関 | 対はは | 診査等」という。)の実施率の健康診査であって協会が定めるもの(第四号において「特定健康「「高齢者医療確保法第十八条第一項に規定する特定健康診査その他」た数とする。 | 度における次に掲げる数値からの改善状況等を勘案して協会が算定し該支部に係る次に掲げる数値、当該数値の当該一の事業年度の前々年2 前項第一号イ⑴の総得点は、一の事業年度の前事業年度における当 | 額 | (2)(1)(カゴ | 掲 と 奨 | 改正後 |
| | | | ř. | | - | (新設) | |
| | | | | | | * | |
| | | | | 9 | | | |
| | | | | | | | 改 正 |
| | | | | | | | 前 |
| | | | | | | | |

う。)の使用割合年厚生省令第十五号)第二十条第二号ニに規定する後発医薬品をいて、後発医薬品(保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和三十二五)

_ 2 _

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成三十二年二月以前に用いられる都道府県単位保険料率 (健康保険法第百六十条第二項に規定す

る都道府県単位保険料率をいう。 次条において同じ。) の算定については、 なお従前の例による。

第三条 平成三十二年三月から平成三十三年二月までの都道 府県単位保険料率の算定に関する第百三十五条

0 五の二の規定の適用については、 同条第一項第三号中「千分の〇・一」とあるのは、 「千分の〇・〇四

」とする。

2 平成三十三年三月から平成三十四年二月までの都道府県単位保険料率の算定に関する第百三十五条の五

の二の規定の適用については、同条第一項第三号中「千分の〇・一」とあるのは、 「千分の〇・〇七」と

する。